



離婚給付契約公正証書

(学資保険)

第■条 Aは、AがCのために●●●生命（以下、「●●●生命」という。）と契約している学資保険（以下、「学資保険」という。）の毎月の掛け金を、今までどおり継続して、満了まで支払うことを誓約する。

2 Aは、●●●生命からA名義の金融機関の預金口座に振り込まれる学資保険の各種祝金と対等の金員を、●●●生命から入金後30日限り、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。支払いに要する費用は、Aの負担とする。